

府民公募型整備事業委員会（京都市域）開催結果

日 時	平成29年8月4日（金）9：30～12：00	
場 所	ホテルルビノ京都堀川 2階 加茂	
委 員	京都精華大学デザイン学部建築学科講師	片木 孝治
	京都商工会議所産業振興部長	窪田 裕幸
	京都市建設局長	鈴木 知史（代理 田中建設企画課長）
	京都府総務部長	松本 均
	京都府建設交通部長	山本 悟司
	京都府教育委員会管理課長	段野 裕之
	京都府警察本部交通規制課長	姫野 敦秀

1 座長

片木委員を座長に選出することについて、委員会の了承を得た。

2 議事

(1) 平成29年度事業の概要について（資料1）

前年度からの変更点等について報告を行った。

- ・ 募集期間は昨年度と同様の2ヶ月間
- ・ 昨年度の「もうひとつの京都」景観整備は、一定の整備が図れたため、今年度は廃止
- ・ 優先順位を付け、予算の範囲内で採択
- ・ 今年度から、他事業実施は不採択（他事業実施）として整理

(2) 提案状況について（資料2）

今年度の提案状況について報告を行った。

- ・ 京都市域 164 件
(建設関係38件、教育関係4件、警察関係120件、その他2件)
- ・ 府内全体 1,375 件
(建設関係987件、教育関係22件、警察関係358件、その他8件)

(3) 事業採択について

京都市域の164件の提案のうち、81件について事務局案を提示し、意見を聴取した。
また、既要望の警察案件2件について報告を行った。

施設区分	提案総数		今回分				備考
	府民提案型	既要望	府民提案型		既要望		
			事務局案				
			実施する	実施しない			
建設関係	38		38	20	18		
安心・安全整備	38		38	20	18		
景観整備	-		-	-	-		
教育関係	4		4	1	3		
安心・安全整備	2		2	-	2		
景観整備	2		2	1	1		
警察関係	120	6	39	22	17	2	
安心・安全整備	120	6	39	22	17	2	
景観整備	-	-	-	-	-	-	
その他	2		-	-	-		
安心・安全整備	2		-	-	-		
景観整備	-		-	-	-		
全 体	164	6	81	43	38	2	

《委員からの主な意見》

○制度

- ・ 募集要領の優先順位付けフローについて、来年度はもう少しわかりやすくした方が良い。
- ・ 過年度の採択で未実施の件数は、
→平成 28 年度末で、府全体で約 500 件程度。京都市域は 18 件程度。平成 30 年度までに解消する予定。

○建設交通部案件

- ・ 受付番号 12 番 (p. 18)
取付部のみを補修するとのことだが、それ以外の状況は。
→岩が露出しており、安定している。
- ・ 受付番号 24 番 (p. 12)
散乱しているテトラポッドはどのように処理されるのか。
→基本的に撤去は行わない。流水を阻害しているものについては、深掘れ箇所に移設するな

ど工夫する。

- ・ 受付番号 22 番 (p. 26)

護岸整備している所とそうでない所の堤防高さが違う。順次、別の事業で進めていくということか。

→当該河川については、河川改修計画は無い。ご指摘の整備されている箇所は、過去に被災したことから、災害復旧事業で実施したものと思われる。

- ・ 受付番号 33 番 (p. 35)

従来から要望のあった箇所が採択され、ありがたい。鮎の漁場にもなっており、冬期は雪も降るため、施工期間が限られるが、年度内に完成できるのか。

→府の管理である河川部分については、速やかに設計を行い、年度内完成を目指して努力したい。

- ・ 現段階では用地が不明な箇所は、調査をした結果進まないことも考えられる。また、府は予算措置できていても、関連する管理者に予算がなく、事業が出来ない場合もあると思うが。

→早期に必要な調整を行い、年度内実施を目指して努力していきたい。

- ・ 経過観察となっている提案について、たとえば、堆積土砂による阻害率が 10%を超えたことが判明すれば浚渫を行うのか。

→必要性が認められれば実施することとなる。

- ・ 受付番号 2 番 (p. 38)

段差が危険であるため、一段階段を増やすとのことであるが、そもそもその段差自体を削ってしまった方が良いかと思うが。

→フラットにすると違法駐車されるおそれもあるため、車道と堤防の段差が必要な場合もある。

- ・ 京都市管理の施設に係る提案の場合、提案者にはどのように回答しているのか。

→提案者にも市に情報提供している旨を伝える予定。

- ・ 必要性や緊急性を厳密に審査しているとのことであるが、過去には採択したような案件で、今年度は採択しなかったものはあるのか。

→今回の委員会で提示した中にそのような案件は無い。

○教育案件

- ・ 受付番号 2 番

テニスコートの人工芝について、このめくれ程度では転ばないという判断か。

→プレーに全く支障が無いとは思わないが、府民公募事業ではなく、今後、学校で実施を検討する。

- ・ 受付番号 4 番

門扉を取り替えるとのことだが、塗り替えの選択肢は無いのか。

→現地調査の結果、取り替えが望ましいとの判断をしている。

- ・ 受付番号 8 番

フェンスがかなり錆びているように見えるが、景観に加えて、安全の観点からも必要では無いのか。

→錆は発生しているが、倒壊の危険性は無い。その危険性が出てきた場合は対処したい。

- ・ 修理や改良は、本来的には学校が判断すべき事なのか。

→基本的には、学校、教育庁管理課が行うもの。ただし、府民公募の趣旨に沿ったものは府民公募で採択している。

- ・ P T Aは学校と協議されて提案されているのか。

→協議されたかどうかはわからない。

- ・ 市立高校も提案できるのか。

→府立のみである。

○警察案件

- ・ 府民公募では無く、要望を受けることもあるのか。

→多数の要望を受けている。

- ・ 府民公募で出来ることと、要望で出来ることに違いはあるのか。

→基準は同じであり、違いは無いが、要望より府民公募の提案は重いと受け止めている。不採択でもそれに代わる措置を説明していく必要があると考えている。

- ・ 整理番号 2 番、4 番、6 番は不採択であるが、道路改良等について市と連携されたい。

○全般

- ・ 護岸の補修について、住宅が近くにあるところ、雑種地のところでは優先順位が違ってくると思うが、今後は周辺環境もわかるように資料の写真や地図を工夫されたい。

- ・ 「実施しない」と「実施しない (他事業実施)」は、一般の方が誤解する可能性もある。相手方への説明は丁寧に行うこと。

- ・ 身近なまちづくりを担う重要な事業である。ただ、府民の目線で見るとどういう仕組みで進められているのか良くわからない。よりスムーズに実施できるよう、改善を進めて頂きたい。